

EU REACH ECHA による REACH 登録更新義務の審査結果について

2020年12月に発効された欧州委員会施行規則（EU）2020/1435では、REACH 第22条「登録者の追加義務（Further duties of registrants）」において、登録者が自主的に登録を更新（物質の分類・ラベル、トン数帯、用途等の変更等に伴い、登録を更新）する期限を明確にしています。

この規則を遂行するために欧州化学物質庁（ECHA）が実施した2つの活動結果を取り上げます。

ECHAは2021年から2023年にかけて、登録者に対しREACHの登録情報を最新の状態に保つ義務を注意喚起するため、下記の審査活動を実施しました。なお、この活動後もREACH 第22条の更新要件に違反していた場合は、さらなる措置のため加盟国の規制当局に報告されています。

1) REACH 認可リストの高懸念物質（SVHC）

148件のSVHCを対象に審査が行われ、登録後に用途の更新を行っていない登録者には、サプライチェーンにおける現在の用途を反映しているかどうかを確認するよう要請がありました。

それを受け、30社が当該物質の製造/輸入をすべて中止したと表明しました。また、4件の登録が加盟国の規制当局に報告されました。

2) 分類・表示・包装規則（CLP）に基づき、EU全体で調和された分類とラベルを持つ物質

調和分類に準拠していない541件の物質を対象に審査が行われました。これらのうち、488件は指摘を受けた登録者がドシエ更新、または製造/輸入の中止を表明しました。残り53件は加盟国の規制当局に報告されました。

活動対象	審査数	加盟国の 規制当局へ報告	備考
1) REACH 認可リストの高懸念物質 (SVHC)	148件	4件	30社が当該物質の製造・輸入を すべて中止したと表明
2) 分類・表示・包装規則（CLP） に基づき、EU全体で調和された 分類とラベルを持つ物質	541件	53件	488件は登録者がドシエを更新、 または製造/輸入の中止を表明
計	689件	57件	

登録後もREACHの登録情報が最新であるように、変更が生じた場合には定められた期限内に情報を更新する必要があります。

参考

ECHA | Deadlines for updating registration dossiers clarified

<https://echa.europa.eu/-/deadlines-for-updating-registration-dossiers-clarified>

EUR-Lex | Implementing legislation on dossier updates

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32020R1435>

ECHA | Keeping your dossier up to date

<https://echa.europa.eu/keeping-your-dossier-up-to-date>

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TNビル 5 階

HP : <https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>